

# 島根県物産観光館出品要領

## 1 趣旨

この要領は、島根県物産観光館（以下、「物産館」という。）における県産品の新規出品に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 制度の目的

物産館において県産品を出品する機会を提供し、県内企業等の販路拡大に資することを目的とする。

## 3 出品対象商品

物産館に出品することができる商品は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる食品及び工芸品であって、食品にあつては、食品表示法（平成25年法律第70号）その他食品表示の規制に関する各法令の内容に適合しているもの

ア 県内で生産又は採取された産品

イ 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

ウ 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県外で委託加工された製品

エ 県外で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

(2) (1)に掲げるもの以外の商品で、しまねブランド推進課長（以下、「課長」という。）が認めるもの

## 4 出品資格

物産館に商品を出品することができる者（以下、「出品者」という。）は、(1)に掲げるすべての要件を満たす者であつて、(2)及び(3)のいずれかに該当する者とする。

(1) ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）に定める暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でなく、またこれらの者と密接な関係にない事業者であること。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客業務受託営業（同条第13項に規定する接客業務受託営業をいう。）を行う者でないこと。

ウ 政党その他の政治団体でないこと

エ 宗教上の組織または団体でないこと

オ 自ら又は第三者を利用して、本事業に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為、又は法的な責任を越えた不当な要求行為、その他これらに準じる行為をしない者であること。

カ 将来にわたって上記アからエの各号のいずれにも該当しないこと及びオのいずれの行為もしないことを確約できる者であること。

(2) 県内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体

(3) その他、3に掲げる商品を出品しようとする者で課長が認める者

## 5 出品方法

物産館に商品を出品する方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請先

出品者は、別に定める出品申請書に現物等を添えて課長に提出するものとする。

(2) 申請時期

随時受け付けるものとする。

## 6 出品商品の決定

課長は、出品申請書等の内容を審査し、申請された商品が出品対象商品及び出品資格に適合すると認められるときは、当該商品の出品を決定するものとする。

ただし、課長は、施設、設備の制約等により出品を留保することができる。

## 7 出品商品の取扱い

課長は、出品商品を決定したときは、次に掲げる方法により当該商品の展示を行う。

(1) 商品の展示

ア 展示の方法等

(ア) 商品陳列棚を活用し、POP等によりセールスポイントを強調し紹介する方法

(イ) イベントコーナー（食品・工芸）を活用し、出品者が自ら商品を紹介する方法

(ウ) (ア)及び(イ)を組み合わせで行う方法

イ 展示期間

(ア) (1)のアの(ア)に掲げる商品のうち、食品については原則3か月程度とし、

食品以外については原則 6 か月程度とするが、消費者からの評価が高い商品については、課長の判断により最長 1 年間、展示を継続することができる。また、再継続についても、これを妨げない。

(イ) (1)のアの(イ)に掲げる商品については、2 日間から 2 週間までとする。

## 8 その他

この要領に定めるもののほか、物産館への新規出品に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 5 月 7 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 11 月 13 日から施行する。